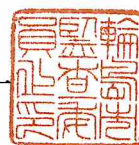


輪島市監査公表第31号

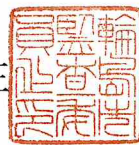
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月18日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和2年1月15日（水） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年11月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○民生委員のなり手が不足であるとのことであるが、地域住民の身近な相談相手であり、地域福祉に重要な役割を担っていることなどから、なり手不足解消に向けた取り組みを積極的に行っていただきたい。

○保育料は現年度の収入未済額を発生させずに過年度滞納繰越分も縮減している。一方、生活保護費返還金などの多額の滞納繰越分も存在することから、今後も滞納繰越分の縮減に向けた努力を継続していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。